



## 2026年度の始めによせて

公益財団法人日本植物調節剤研究協会 理事長  
大谷 敏郎

本植調誌 60 巻 1 号が刊行される丁度 2 か月前、米国・イスラエルのイランへの武力攻撃が始まり、ホルムズ海峡が実質封鎖され、中東からの原油・石油関連製品の輸入が途絶えました。1973 年の第 4 次中東戦争勃発で、日本への原油輸入が完全に止まることを想定し、食料危機を含む日本国内で甚大な被害がもたらされることを描いた堺屋太一氏の小説「油断」(1975 年)の状況が、50 年後の日本で現実の問題になるとは予想にもしていませんでした。堺屋氏は、当時の通産省の官僚として政府内部のエネルギー確保の分析結果に危機感をいだき、匿名で執筆したとされています。当時からエネルギーと食料の自給率は低く、この小説をきっかけに、国を挙げての石油備蓄が本格的に推進されました。

一方、その後食料危機の懸念は解消されたでしょうか。2024 年 6 月に施行された改正食料・農業・農村基本法で、ようやく食料安全保障の確保に向けた取組を推進することが明記されました。今回の事態を受け、これまで以上に具体的に効果のある施策が打ち出されることを期待すると共に、当協会でも協会を挙げて食料安全保障の実現に貢献したいと考えています。

ところで、今後の当協会の活動方針について、本誌 2026 年 1 月号 (59 巻 10 号) に、専務理事の濱村から「航路 2026」と題して、4 つの項目を挙げさせていただいています。1 つ目は、総合防除計画の策定と実施への協力と伴走、2 つ目は、今後避けられない大規模経営での除草剤等による防除技術の開発、3 つ目は、環境問題やバイオスティミュラントも関連した植物成長調整剤 (PGRs) の活用、4 つ目は、農地以外のいわゆる緑地管理分野での植物・植生管理の充実です。

ここでは、総合防除計画と緑地管理について補足させていただきます。

2023 年 4 月施行された植物防疫法の一部改正では、有害動植物の定義が見直され、「有害植物」にそれまでの真菌、粘菌、細菌、寄生植物とウイルスに加え、「草 (種子及び果実を含む。)」が記載されました。農業現場で問題となっている雑草が、これまで有害植物の定義に含まれていなかったのは意外ですが、雑草も輸入検疫や発生予察、防除の対象にな

る法的枠組みが整備されました。これにより、植物防疫の対象に雑草が正式に追加され、国および都道府県による監視・防除体制に組み込まれることになりました。

2024 年には福島県が特定外来生物ナガエツルノゲイトウに関して、雑草としては全国初の「病虫害発生予察特殊報」を发出了しました。これは、発生の拡大を防ぐために県内農業者や関係機関へ早期注意喚起と防除指針を示したもので、雑草を対象とした新しい予察の一例といえます。さらに 2025 年には岡山県や愛知県、群馬県でも同種に対する特殊報が发出されるなど、地域を越えて、早期の問題雑草の発生予察情報が共有される体制が広がりつつあります。

また、植物防疫法の改正に伴い、国の定める「総合防除基本指針」に沿った「総合防除計画」が各都道府県により策定され、2030 年までに具体的な取組をまとめた「総合防除実践指標」の策定が都道府県、市町村、および農業者団体によって進められます。ただ、現在のところ対象となる雑草は、一部の県で雑草イネやナガエツルノゲイトウが記載されているのみです。今後、特定外来生物のオオフサモやオオバナミズキンバイなどの他、問題雑草として顕在化しつつある除草剤交差抵抗性イヌホタルイや多剤抵抗性ノビエなども大きな脅威となる可能性があり、これらに対しても確実な防除指導がなされることが期待されます。問題雑草を含め確実に雑草を防除することで、業界を挙げて食料の安定供給に寄与できるものと考えています。

一方、緑地管理については、食料の安全保障という側面より、効率的な国土保全を通じて、結果的にエネルギーの安全保障 (省エネ) や社会問題の解決に貢献できると考えています。植調協会の役割は、農業生産、食料確保への貢献が第一で、これからもそれは変わりません。しかしながら、この数年、人手不足や夏場の高温がいよいよ顕著になり、現実に緑地管理 (草刈り) が難しくなって当協会への相談が急増しています。これまで農地以外の雑草管理は、ほぼすべてが刈払い機や手取りによる人手であり、「現実的に人手が確保できないことが最大のリスク」であり、雑草問題は農業の枠を超え、社会問題化していると考えています。